

新教育課程におけるティーチングとラーニング

——国語科の実践事例から——

日 時：2023年10月20日（金） 17:00～19:30
会 場：法政大学市ヶ谷キャンパス 大内山校舎5階 Y501教室

1. 講演：「現代の国語」の中でどう教える「労働法」
神奈川県立追浜高校定時制国語科教諭 成田 恭子
2. 講演へのコメント
法政大学キャリアデザイン学部准教授 仲田 康一
法政大学キャリアデザイン学部 教授 遠藤 野ゆり
3. リプライ

趣旨説明およびシンポジウムを終えて

昨年度のシンポジウムは、「教職課程を語る：実施段階に入った新指導要領のもとで」をテーマとし、総論的に議論しました。今年度は、これを引き継ぎ、実践事例の紹介と議論を行ないます。具体的には国語科の実践です。新学習指導において、「現代の国語」では、法律をはじめ「実用的な」文章を扱うことになっていますが、どのような教えと学びができるでしょうか。当日は、熱のこもった講演に続き、活発なやりとりが交わされました。以下の内容からわかるように、今後の教職課程での教育内容についても、教科間連携などたくさんの示唆が得られました。

(法政大学キャリアデザイン学部 教授 筒井 美紀)

1. 講演：「現代の国語」の中でどう教える「労働法」

成田 こんにちは。神奈川県立追浜高校定時制国語の成田と申します。ただいま「長い、長いキャリア」とご紹介しましたが、ご覧のとおり、ベテランです。昔「バラドル」、バラエティアイドルという言葉がはまりました。井森美幸さんは今でも活躍なさっていますよね。私は自分のことを「バラT」だと思っています。

長い長いキャリアですが、一つの道を極めて深く深く掘っていった教員ではなくて、あっちゃこっちゃ興味のおもむくところをかじっていった結果、ここ10年ばかりはワークルール教育、労働教育に心血を注いでいます。多くの方のご意見を伺いたい実践が去年、

国語の中でできましたので、この機会を大変ありがたく思っています。

深掘りはしませんが、生徒に教えることがとにかく大好き。部活が大好きな先生、学校の条件整備をする仕事が好きな先生、教員はいろいろいます。学校はいろいろな人がいて成り立っているのも、それはそれでいいけれど、私はそちら方面は全然だめで、授業が大好きな教員です。

ここ3年ぐらいはコロナで授業実践の交流が全くできていませんでした。新カリキュラムは、去年初めてスタートしました。新しい発見がいっぱいあって幸せな学びを生徒とともにしました。今日は皆さんの意見をいただきながら、もっと豊かな学びにつなげていけたらと思って、この機会を楽しみにしてまいりました。

◆国語で労働法を取り上げ始めた理由

私が労働法を国語の授業で取り上げようと思ったきっかけについて、最初にお話ししておこうと思います。それは10年ほど前に出会った九州の先生の言葉でした。ある教育研究実践交流の場で、その先生は「生徒のために国語の中で何かできないかと考え、就業規則、時間外割増賃金、最低限知ってほしい言葉を漢字小テストに出しています」とおっしゃいました。2008年、年末に年越し派遣村ができました。2015年、電通社員の高橋まつりさんが、過剰労働を原因として亡くなりました。また、言葉の使い方に批判もあるようですが、「ブラックバイト」「ブラック企業」というような言葉が始まりました。生徒たちが出て行く労働環境が「戦場」に喩えられるような時代でした。

ワークルール教育の研究会に出ましても主流は社会科の先生でした。私は何とかしてあげたいという気持ちがあっても国語では無理かと思っていました。「あっ、そうじゃない、まず読めなくてはいけない」と、彼女の言葉に勇気をもらい、少しずつ実践を広げていきました。ロングホームルーム、夏季講座、そして国語の授業でも労働法の授業を始めました。

でも、ただ漢字を読めるだけでは物足りなくなってしまふ私の悪い癖が生まれて、「神奈川県最低賃金はいくらでしょうか」、「時給1,000円の人が残業するとこの日の賃金はいくらだったか」という問題を始めました。さらにもっと踏み外しまして、テスト問題まで作ってしまいました。同僚の教員から「これは国語の問題じゃないんじゃない？」って厳しい批判を受けました。思いもよらぬ批判を受けましたが、私はその時、「これは国語です」って返せなかったのです。

子どもたちに生きて働く言葉の力を身につけさせたい。労働基準法の「基準」の意味を知り、働く彼らの生活実態の中でその「基準」を生かす学びを国語でできないだろうか。これがその時に生じた私の問題意識です。

去年スタートした新教育課程の変更点に、「現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章」があります。では、実用的な文章とは何か。「高等学校学習指導要領解説」には「一般的には、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章のことであり、新聞や広報誌など報道や広報の文章、案内、紹介、連絡、依頼などの文章や手紙の他、会議や裁判などの記録、報告書、説明書、企画書、提案書などの実務的な文章、法令文、キャッチフレーズ、宣伝の文章などがある。また、インターネット上のさまざまな文章や電子メールの多くも、実務的な文章の一種と考えることができる」とあります。

新聞、報道文は以前から教科書の中に使われていま

したので、新しいことではありません。案内、紹介の辺りが新しいところかと思います。連絡、依頼などの文章、手紙はよく使われていました。新しく、会議や裁判などの記録、報告書、説明書、云々と続く中に法令文が出てきます。

新カリ導入にあたって報道等で様々な議論は紹介されてきました。コロナ禍でしたので、私の学校では新カリキュラムをどう教えようという議論どころではなかったのです。去年開講した『現代の国語』は必修です。法令文が扱われていましたが、どのように教えたらいいか。私自身も、法令文の読み方など教えてもらったことがありません。

教科書に載っていたのは道路交通法でした。大変難しい。「第63条の10。警察官は、前条第1項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは…」。前条とあるけれど前条は載っていない。いきなりこれを読み取れとはどういうことか、無理無体ではないか。教科書の意図はわかりますが、普通の高校生には難しすぎるのではないかと。現実に大人の私が読んでみてもちょっとかみ砕けないという感想を持ちました。この法令文をどのように教えたら国語の問題となるのかというのが今回お話しするところです。

◆自主教材の作成へ

私は思い切って題材を差し替えました。教科書のつくりとかねらいはなるべく残して、労働基準法と、憲法27条、28条に関わる自主教材に作り替えました。お配りした資料の「国語の友」というのが自主教材です。

追浜高校は夜間定時制高校です。当時、生徒は全部で56人ぐらいしかいませんでした。夜間定時制普通科の1年生20人が対象になります。夜間定時制には現代的な課題があります。一つは生徒の多様性です。昨今は外国につながる生徒が急増しています。ネパールの生徒が2人。ミャンマー。フィリピンとペルーがそれぞれ1人。そのうち日本の中学に通っていた人はネパールの生徒1人だけでした。

もう一つはインクルージョン。さまざまな課題を抱えた生徒がいます。中学校時代、不登校であった。他の学校で続けられなかった。いったん社会に出てから学習の必要性があって戻ってきた。一条校ではない特別支援学校高等部は高等学校の卒業資格がないのでそれを取るために入ってきた生徒。普通に中学を出たけれど、人と話せない対人恐怖の生徒。経済的な課題を抱えた生徒。多様な課題を抱えた生徒20人が一緒に教室で勉強しています。

実践の概要

時期 2022年10月25日～12月14日(45分*11時間展開)

段階	時間数	学習内容	資料
1	45*1	①漢字の練習 ②単元の目標と進め方を知る。 ③高校生のアルバイトの実態を考える。	国語の友24 国語の友24の参考資料
2	45*5	①漢字テスト ②はたらく人を守るための法律はどんなものがあるか考える。【憲法と労働基準法】	国語の友25～26
3	45*2	①漢字の練習 ②労働基準法を活用する。	国語の友27
4	45*1	①漢字の練習 ②高橋まつりさんの記事を読んで、まつりさんはどうして法律に守られなかったか考える。	国語の友28
5	45*2	①はたらく人の相談にのっている「労働センター」の人に実際に相談にのってもらいながら、どうやったら身のまわりのトラブルを解決できるか考える。 ②班ごとにたがいの考えを発表して、共有する。	国語の友31

本校では外国につながる生徒たちの国語について、1、2年生は「取り出し授業」をしています。ところが今年の外国につながる生徒たちは勉強熱心で、みんなと一緒に勉強したいと言います。12月以降一緒に勉強することになりました。これも初めての試みです。

実践の概要ですが、10月25日から12月14日まで展開しました。本校は45分授業です。しかも、漢字と言葉の練習があります。中学校不登校で学校に行っていない生徒がいますので、小学校の漢字から学び直します。漢字と言葉の学習として慣用句などの学習も含まれますから、実質的には35分授業です。

授業は1「高校生のアルバイト実態を考える」、2「はたらく人を守るための法律はどんなものがあるかを考える」、2「法律を活用する」、3「報道文(高橋まつりさんの記事)を読んでみる」(教科書の構成は自転車事故の報道と法律文の改正を考えさせるものだった)、4「労働センター(労働相談を行っている神奈川県行政機関)の人に実際に相談に乗ってもらいながら、どうやったら身の回りのトラブルを解決できるかを考えるワーク」の五段階で組んでみました。

◆法令文を読み解く国語教室

法令文の読解の実際についてお話しします。

①どんな国語教室をめざすか

国語教室における言語の主体は「生徒」です。言語を受けとる側も主体として考え、言語を発することを求められます。生徒A、生徒Bは互いに独立した言語の主体です。文章の発し手である主体、受け手である主体同士相互に思いや考えを共有し交換しあうような

教室をめざしました。法令文の学習においても、一方的な知識の押しつけにならないよう留意しました。「主体的、対話的な深い学び」に相当するだろうと思います。

法令文の言葉はあらゆる国語の文章の中でも比較的揺らぎがない、ぶれがない。労働基準法の中の「労働者」という言葉は、賃金をもらって働く人たちのことと定義されています。専業主婦、ボランティア、工場労働者、どんな人たちがそれに当たるのか話し合いながら語彙学習を進めました。

揺らぎのないようにつくられているけれど、そうはいっても法令文だって解釈の差が出るのは、皆さん、よくご存じだと思います。大きい話では憲法9条はどうか。日本は戦争をしないという条文についてさまざまな解釈があって、時代によって解釈も変わってきます。だから法令文の言葉といってもこのとおりということではない。しかも法令文は変えられます。そのようなものとして言葉の揺らぎを共有しながら対話的な学びを構築したいと考えました。

②実態を知ることから始める—生徒に学ぶための目標を持たせる

教科書に載っているからやれ、先生が教えたいからやれ、ではなくて、少なくとも生徒たちにこれを勉強したいというモチベーションを持ってほしいと思いました。授業プリントとして高校生のアルバイト実態調査を載せていますが、これは神奈川県教員グループの自主調査です。私もそのグループの一員でした。

私がこの調査の中で注目したのは調査項目の7番です。高校2年生に「実際に働いてみて経験したことを

労働基準法は誰が何の目的を達するために書かれた文章なのか

• 憲法第27条

については

- 1 国は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。」社会を実現するよ。
- 2 国は賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

については

- 3 国は児童は、これを酷使してはならない。
ってみんなに禁止するからね。

教えてください」と訊いたところ、たくさん問題を抱えていることが分かりました。明らかに法令違反も含まれています。1,311人中670人ぐらいがアルバイト経験者ですが、そのうちの3分の1近くがおかしいことはなかったと回答しています。気づいていないのではないかという懸念もあります。

「困った時に、誰かに相談したかどうかを教えてください」という問いにも私は注目しました。見事に多いのは友人、親、家族でした。労働組合や弁護士の数居が高いのはわかるような気がしますが、先生の少ないことといったら情けないですね。2015年の調査なのでインターネットは少ないですが、今はもう少し多いのではないかと思います。誰にも相談したことがないという人たちが100人近くいます。6、7人に1人の割合で誰にも相談しないで抱え込んでいる。この状態はいいのか。あなた方の身を守ってくれるかもしれない労働法を自分たち読んでみようとして投げかけてこの授業実践を始めました。

③労働基準法は誰が何の目的を達成するために書かれた文章なのか

次に子どもたちに押さえさせたのがこの点です。小説や評論等を読む時に「何を言いたくて書かれているのか」は国語の中の一大テーマです。そこで子どもたちと遊んでみました。

憲法第27条は労働に関わるどころです。1項「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」と書いてあります。あたりまえの話ですが、労働基準法の大本は憲法にあります。憲法は誰が守るためのものなのかというと、国です。労働基準法は国民でしょう。

国が国民に約束しているんですから、会話体、カンパセーションにしてみました。「国がね」って国が国民に言っているんです。「国はねって、すべての国民に…」、この「は」は主語ではないのか。「は」は副助詞です。話題の提示もしくは限定とか言われる用法です。言い換えると、「国はね、すべて国民についてはね、勤労の権利を有し、義務を負う」。これでは述語が足りないのではないか。「社会を実現するよ」、「そういうふうになるように頑張るよ」とかいろいろ考えさせろ。

3項「児童は、これを酷使してはならない」。これもはっきりしません。「国はね、児童についてはね、児童を酷使してはならない、みんなに禁止するからね」って言うと、この条文はすごく分かりやすい。

これは生徒と遊んだだけですが、言いたいことは何か。「つまり」「27条2項をもとに作られたのは労働基準法」。「労働基準法は国が」。「私は、国民が皆（権利として）働くことができるように、賃金、就業規則、休息その他勤労条件に関する基準を法律で決めるようにするね」と国民に約束している法律なんだよというふうには押さえました。

④労働基準法における語彙指導

国語の授業だと当然、語彙指導があります。法律は難しい。先ほどの道路交通法などはほとんど分からない語彙ばかりです。でも、労働基準法は少なくとも三つか四つ押さえればクリアに分かってきます。最も押さえたい言葉は「基準」です。資料「国語の友」26で質問しています——「基準」という言葉の意味は次のどれが正しいですか。外国につながる生徒は英語の

ほうが分かるので英語でも言いますが、最大？ マキシマム？ 平均？ アベレージ？ 最小？ ミニマム？ どれなのか。もちろん、答えは最小—ミニマムです。

さらに、「法定」「所定」という言葉も重要です。これは休日を教えるところに出てくる言葉です。35条1項です。35条1項「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない」。法律で定まった休日ですから、これを法定休日と言います。それ以外の休日があります。事業所独自の決めた休日です。これを所定休日と言います。法定休日と所定休日では賃金の割増率が違います。なぜか。法律で定まるところが肝でして、法定休日は最低基準です。

ここで生徒に問いました。皆さんのおうちの方は週何日で働いているの？ お父さんがいない、お母さんがいない、誰も働いていないということもありますので、ここは神経を使います。隣の家のお兄ちゃんでもいいし、誰でもいいけれど、週何日で働いているの？ 休日って週2日じゃないの？ でも、法律の最低基準は週1日です。法定休日は週1日です。所定は所定です。事業所で基準以上の休日をくれていることになります。だから、法定休日に働くなるとんでもない。最低基準の休みのところを働くのだから割増率が高いという話になるわけです。こんなふうキーワード、語彙指導を行っていきました。

⑤労働基準法の主語は何か

主語の問題です。この主語は国語的な主語とはちょっと違うかもしれません。誰がこの労働基準法のそれぞれの法令文の中で決められたことの主体なのかと言ったほうがいいのかもありません。これは国ではありません。労働者と使用者です。労働者も使用者も両方が守らなくてはいけないことが労働基準法には書いてあります。だから、みんな知らなくてはならないということになります。本来であれば労働者はクビを切られてしまうから絶対に弱いのです。勝手にクビを切ってはいけないと法律で決まっているけれど、なかなか難しい。本来ならば労働条件というのは使用者と労働者が話し合いながらきちんと労働契約を結ぶ。これは基準値でなくてもいい、基準より上でいいわけです。基準より下だったら問題です。そこで、「基準」という言葉を理解することが語彙指導で大事になります。

⑥労働基準法の語句や語彙の構造や特色、用法及び表記の仕方などを理解するとは

次のような問題を考えてみました。「Aさんは、10時から19時までの就業時間で働いています。休憩は1時間あります。ある日、上司のBさんから残業を頼

まれました。残業は23時までかかりました。その日は法定の休日ではありません。Aさんの時給は1,000円です。Aさんがその日稼いだ賃金の合計はいくらでしょうか。」

文中の「就業時間」という言葉が分からないと解けません。実生活の中で子どもたちはアルバイトや、あるいは将来働いたり、経営者になるかもしれません。そのような時に、このようなことを分かっているか、分かっているかということは大変ですから、私はこれは国語の問題だと思います。ただ、残念なことに教員は分かっている人が少なくありません。社会に出てから教員になる人は必ずしも多くないし、労働基準法の枠でないところで働いている部分もあるので、このことを知らないのです。でも、教える生徒たちはこの世界に出ていくのですから、これから先生になる人は知っておいてほしいと思います。

答えはわかりますか。13,250円になります。なぜか。就業時間には休憩時間がありますから実質8時間です。それから23時ですので、22時から深夜労働で割増賃金が25%加算されますので、ここは1.5掛けになります。

⑦労働基準法で学んだことを話や文章の中で使う—その1

新課程では、実用的な文章を、話や文章の中で使うということが大事になります。話ということで子どもたちに寸劇を作ってもらいました。

レモンさんは、定時制高校2年生です。有給休暇を取りたいことを店長に言えない。この場に大学生さんはいらっしゃいますか [数名が挙手]。バイトを6カ月以上やりましたか？ 有給休暇を取りましたか？ 取っていない？ 取ってください。高校生も大学生も大人も6カ月以上で権利が生じます。でも、まずしゃべるところから始まります。有給休暇を取りたいんです、僕の有給休暇はどのぐらいありますか？ 労働基準法を知っているだけでは取れない。しゃべることが大事です。

さて、実際に生徒の作った寸劇では、さすがに現代っ子、面白い。店長の目の前でスマホを見ながら、ピッピッピッ。「店長、労働基準法ではこのように定められています、6カ月以上で…」みたいなお芝居を作ってくれました。私が嬉しかったのは、次のことでした。同僚にオレンジさん、グレープフルーツさんとかいろいろいました。自分1人で言わないで「オレンジさん、一緒に来て」というセリフがありました。この協働してというのが実は大事です。私は今だったら、「これは国語の問題じゃないんじゃない？」って言った同僚に「これが国語の所以だ」と言い返せます。

⑧労働基準法で学んだことを話や文章の中で

使う—その2

「2つのグラフを見て、あなたの考えたことを書きなさい」。2つのグラフとは高校生の実態調査と高橋まつりさんの事件の報道文に載っていたものです。本当に痛ましいです。神経、体がずたずたになっていく。人間はこんなに働いたら、こんなになってしまうのか。高橋まつりさんは大学まで出られて労働基準法を知らなかったとは思えない。でも、知っていたからといって自分を救えなかった。なぜなのかということ授業で話し合いました。レジユメに生徒の感想を載せています。「まつりさんも誰にも相談できなかった人なのかと考えると心がいたい」。きちんと考えてくれていて、ちょっと嬉しかったです。

⑨自分たちの身近な課題を解決するには自分たちで考えてみる

実践の最後に、神奈川労働センターの2人の相談員の方を呼んで2時間連続の授業を展開しました。アルバイトについて悩みを抱えた事例として、キュウリさん、なすびさん、ピーマンさんの悩みを載せていますが、これは実際に高校生が悩んでいたような事例から創作したものです。労働センターの方と相談して、労働基準法上、これはいけないとは言えないようなグレーな、白黒がはっきりつかない事例をあえて載せました。例えば8時間以上働いたのに時給がついていないとか、割増されていないとか、これは労働基準法違反だと思いますが、そのようなものではなくて、話し合いをしながら解決するというふうな事例にしてみました。自分はこうしたいと相手に、店長やら何やらに伝えないと解決できないというような悩みにしてみました。外国につながる生徒たちもみんなと一緒に、カタコトだけ発表できたのがよかったと思っています。

◆国語の中で法令文を学ぶとは

国語として法令文を読むことは社会の中で活用していくことだと思っています。法律を活用するというのは、知識として大事に持っていることではなくて、使用者とも話さなければだめです。同僚とコミュニケーションをとり、初めて生きてくるものだと思っています。自分たちの周囲の課題を自分たちで解決していかなければ、よりよい社会は築けない。たとえ、法を読み取ることができなかったとしても、誰かに相談することができる。生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で、伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばすとはそういうことではないかと私は思います。国語学習の中で法令文という言語を学習し、自分の考えを広げたり深めたりしていく。それが生きた知

識になると今は信じたいと思っています。

これは法令文だから特別ではなく、国語全般だと思います。古くは無着成恭さんの「綴り方教室」があります。大村はま先生の生活に根ざした単元学習も大変有名です。共通点は何か。生活に根ざした言葉を子どもたちと勉強していることだと思います。これで私の報告を終わらせていただきます。

2. 講演へのコメント

仲田 仲田康一と申します。教育行政や教育法制の研究をしています。成田先生、貴重な問題提起をありがとうございました。会場のパソコンがやや不安定で、職員の方が奮闘してくださっていますが、そういう状況の中で成田先生にはたっぷりお話して頂きました。時間オーバーとか気にせず、むしろもっと語って頂く時間を用意できなくて申し訳ないと感じています。本当にありがとうございます。

2つの観点で考えたことを申します。1つは労働法の授業を国語でやって良いのかという外在的問題。もう1つはより内在的に労働法の授業を国語でやるべき積極的理由について、です。

1つ目、労働法の授業を国語でやっていいのか、これについて、学習指導要領からしてどうなのか。私も「現代の国語」の指導要領を読んでみましたが、A4にすると3頁しかないのですね。それなのに解説は40頁もあります。よく誤解されるのですが、本当に法的拘束力を持っているのは前者の指導要領本体だけです。しかも大綱的基準であり、そこに示された内容項目を取り扱うことだけが縛りであって、どのように教えるということを指示してはいませんし、そもそもその3頁に書いていないことをやってはいけないわけではありません。まして、今回はなんと解説に「法令文」と出てきたのだし、総則にも各教科・科目の特質に応じてキャリア教育の充実を図るなんてことも書いてあります。だから、それこそ大威張りでやっていいというふうに思います。

第2の観点、つまり国語において労働法の授業を行う積極的理由はどこにあるといえるのか。成田先生の素敵なところは、それを生徒の実態発でやっていることだと思います。言葉のハードルが高い外国ルーツの生徒が多く、その生活やアルバイトの実態を見れば、国語でも労働法の授業をやらないわけにはいかない。旧教育基本法第2条に「**実際生活に即し**」という言葉がありましたが、まさに実際生活に即して興味関心を喚起する実践であると受けとめています。また、主語や言葉の意味を理解して一貫性を持って把握していくとか、語彙の指導などといったところで国語的な要素

をたくさんつくってくれていた。国語の自主教材としての労働法教育となっていると感じます。

しかし、国語でやるべき積極的理由について、国語という教科の本質とこの実践がどう関わるかということが大事かと思えます。国語って何なの？ という問いに戻っていくといことですね。成田先生の言っている国語のミソについて、コミュニケーションがキーワードと捉えてよいでしょうか。コミュ力なんていう時には、仲間内でワイワイガヤガヤできるコミュ力とつい思われてしまいがちだけど、そうではなくて、困った時、大変な時、言いづらい時にこそ発揮されるコミュニケーション。このコミュニケーションを育てる実践を法令文の読みを足場にしてやられていたのではないかと捉えましたがどうでしょうか。そんな推測も含みつつ、成田先生にとっての国語って何だろうということを、改めて聞いてみたいと思いました。仲田からのコメントは以上で終わらせていただきます。

遠藤 遠藤と申します。成田先生、貴重なお話ありがとうございました。私は労働基準法の「基準」という意味を考えたことがなく、そのことに気づきもしませんでしたし、興味深く伺いました。2点、教えて頂きたいと思います。

一つは教科のオーセンティック性、という問題です。「これは国語なのか」という話は、成田先生の実践だけではなく、他にも『舞姫』の授業で、歴史の教科書と結びつけて時代背景を理解させるとか、『羅生門』では、人が生死を懸けて考えるということをしちんと分かるためにと、『熱血教室』の教材と組み合わせたものとか。そうした取り組みには、良い評価の一方で、これは国語なのか、高校生が学ぶものなのか、みたいな疑問が常に付いてくるように思います。

デューイが、学校は社会と接続していなければならないと論じています。社会はどんどん変わるのだから、学びも変わっていったいいはずだ。そう思う一方で、社会科の教科指導に携わっていると、社会科が道徳の授業になってしまうことが気になります。社会科でしか教えられないことがあるはずだし、道徳的側面は道徳の授業と連携してやってもらえればいい、と思うのです。

そのような自分の姿勢に対しても、「教科にはオーセンティック性みたいなものは保守的なもので、変化しないでいることの居心地よさではないか」、と思う気持ちがあります。また一方、オーセンティックなものにこだわる先生方の中には、本質は何かということを見極めようとする姿勢があって、この姿勢は結局、教材研究にも通じる。授業は色々なところに流れていくし、揺れるけれど、絶対に譲りたくないものをもっ

ている教員が日本中にたくさんいて、その指導のすばらしさを一方で感じているのです。

ですので、先生にお聞きしたいのは、国語の国語性をどう捉えていらっしゃるのかです。「これも国語です」と言い張るということではなく、同僚の先生方とどんなコミュニケーションを取られているのかお伺いしたいです。

2点目は、生徒の多様性に関してです。このご実践も定時制高校でということですが、色々な学力、色々なことに興味・関心のある生徒たちがいて、その中の一部の生徒にだけ面白い授業ではもったいないと思っています。

個人的には文学作品の授業はすごく好きですが、文学好きな教員が文学の世界を滔々と語り、生徒たちはポカーンとしている様子をよく見ます。私の高校時代には、「漫画はいかん」と言っている文学好きの先生の目の前で生徒は『金田一少年の事件簿』を回し読みしているという皮肉もありました（笑）。国語好き、嫌い、色々な生徒たちみんなに届くものがある授業づくりはどうすればいいのか。これがずっと、大学の授業をやっても私の悩みの種です。

教材づくりをされるときに、いったいどんな生徒を想定しながら取り組まれているのか。今日の前の生徒か。これから出会う、未知の生徒なのか。お聞きしてみたいです。

[このあとになされたフロアからの質問については省略。質問内容は以下のリプライに含まれている]

3. リプライ

成田 コメンテーターの先生お二人の、それぞれ最初のご質問だったと思いますが、これは国語なのか。国語の力って何ですかということですが、私は言葉というのは方向性を持っているものだと思います。書き手もしくは話者が言葉を発すると聞き手が出てきます。読み手でもいいです。それぞれが確たる意思を、意思といったらいいのか、主体であること、言葉を発する主体を確立することが国語の力だと思います。私も学生の時、主体的に聞いていたとは言えませんが、聞き手も聞いた内容を理解するだけではなくて、自分の中で咀嚼して、それを発してもいいですし、思ってもいいです。言語を投げたり受け取ったりする人たちを確立することだと思います。

またフロアから、考察って何かというご質問がありましたが、苦勞しました。今回発表した実践の発展的学習に、教科書の「自校の生徒の実態を調査する」という教材に取り組みました。生徒に自分の学校の生徒

のアルバイトの実態調査を行い、分析・考察を行うといった内容です。

外国につながる生徒たちはアルバイトでもなかなか就労できません。定時制は働いてあたりまえな時代もありましたが、現在は課題を抱えた生徒がいます。世間に出ていけない、言葉を発することができないという生徒もいます。この授業の実践時に働いている生徒は3人だったと思います。年齢もいろいろです。24歳のネパールの生徒は、学校が終わって10時から7時間労働をし、帰って寝ています。

教科書に実態調査の分析と考察と載っているのので、分析・考察という言葉について、私なりに翻訳して教えようと思いました。実は日本語を母語としている生徒も理解できないです。自分の思いを外に出せない、言葉を発することができないし、書けない。記号を選べばいい問題を出すと100点近く取るのに、何とかについて書きなさいと出すと書けない。その生徒たちをどうするか。

分析については、このグラフから、この結果から、この回答から「～であると分かる」、「私はここから、～であると分かる」と言語化することだと押さえました。考察については、それについて「～と思う」、「～と考える」と押さえさせました。

読んで書くこともそうです。ただ受け取るだけではない。ただ知識として頭の中に置くのではなくて、自分の中に入れた言語をもう1回自分の中に、私、思う／考える、の中に再構築するというのが、国語力だと思っています。

いま非常にインクルーシブな状況になっていると思いますし、もっとどんどん進んでいこうと思っています。私はいま定時制にいますが、定時制は特にインクルーシブな状態になっています。たまたま前任校はインクルーシブ教育実践推進校というところでした。神奈川県の新しくやっている試みです。当時は特別支援学校から来た生徒、療育手帳を持っている生徒が2名ほどクラスにいました。いろいろな方の質問とかぶると思いますが、今日お話した授業実践を他のタイプの高校で応用することはありえると実感しました。

インクルーシブ教育実践推進校では、特別支援学校で行われている個別支援計画というのを作っています。もし学力試験で1をとった場合、個別支援計画の目標を達成できていれば、そちらで評価するという下支えをつくっています。保障です。ところがあんまり使わなかったのです。国語の場合はゼロだったと思います。使わないで、みんな2以上をとれたのです。私の場合、4をつけた生徒がいます。

古典もちゃんとできました。文法も口語訳もできま

した。「伊勢物語」の「芥川」で男が姫を盗んでいくというくだりです。軽度の知的障害があると言われていたAさんですが、「深い森の中を王子さまのようなすてきな若者が姫を抱えて逃げて行って、鬼に出くわす」という口語訳を考えてくれました。この深い森の描写はなんてロマンチックだったことでしょう。

インクルーシブを成功させるカギは友達と教え合うということです。グループワークの中で教えます。私はいま20人の子どもたちに「羅生門」を教えています。外国につながる生徒は、ルビ付きのテキストを使っています。「すぐ隣の人に聞きなさい」とバディを組ませています。T2の先生も付いてくださいますが、外国につながる生徒はすぐ迷子になってしまう。全部ルビを付けているけれど、漢字が分からないので「羅生門」の中のどこを読んでいるのか分からなくなってしまう。「○○さんが迷子になっています、はしごに上らせてあげてください」なんていうことをやりながら授業をやっています。教える生徒は教えることによって伸びますから、ウィンウィンです。このような新しい学力観がインクルーシブや多様性のある国語教育の中に求められていくのではないかと考えています。

ロールプレイですけれど、先ほど申し上げたように話せない生徒が多くて、苦労しました。グループワークをやるだけにはいかなければ、話せないし、こわいものはしょうがない。徐々にならしていきました。班学習の発表の時につらそうだったので、ワールドカフェで台本を作って読ませたら、話せたのです、発表できたのです。あっ、そうなのか、読むのはできるんだと。

そこでロールプレイをやるというより、寸劇の台本を作らせようという意図で実践しました。店長の性格設定については、まるっきりいわゆるブラックの人もいましたが、極めて優しい店長で「はい、はい」と分かる人もいました。すぐ分かってほしいという生徒たちの願いかもしれません。

カリキュラム・マネジメントの視点からの質問もフロアからありました。神奈川県の高教員採用試験を例に挙げると、全教科2次試験、模擬授業があります。今年の課題は各教科、教科連携、他教科との連携を取り入れなさいということでした。その傾向はますます強くなるのではないかと考えています。

これで、ひととおりの答えができたかと思っています。

[了]